タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年５月)

５月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	白老交通株式会社（法人番号８４３０００１０５３１０４）　代表者山本浩平	北海道白老郡白老町川沿４丁目７－３１	本社営業所	北海道白老郡白老町川沿４丁目７－３１	R2.5.29	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他2件	令和２年１月１５日、長期未監査を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）	２	２
２	東邦交通株式会社（法人番号４４３０００１０１１５３６）　代表者今井一彦	北海道札幌市西区発寒１４条１１丁目１番１５号	本社営業所	北海道札幌市西区発寒１４条１１丁目１番１５号	R2.5.29	輸送施設の使用停止（２７日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他３件	令和２年２月１３日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（３）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（４）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	３	３
	以下余白									